

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示）</p>	厚生労働省	<p>〈国立病院の統合再編〉 ・国立病院・療養所については、真に国として担うべき医療に特化するものとし、かかる機能を担えない施設については再編成計画（昭和61年策定、平成11年見直し）に基づき、施設の統廃合・民間等への経営移譲を推進中。</p>	<p>・平成14年度末現在、全対象施設87施設中66施設について再編成を実施済み。</p>	<p>・未実施施設について、引き続き、対処方策に沿って着実に実施する。</p>	<p>・平成15年度末までに、11施設について実施。 ・平成16年度にナショナルセンター及び国立ハンセン病療養所を除き、独立行政法人へ移行。再編成については、移行後も残りの未実施施設（10施設）について着実に実施。</p>
		<p>【労災病院の再編】 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）を踏まえて、労災病院の再編の具体的なあり方について検討しているところ。</p>	<p>労災病院は労災疾病について研究機能を有する中核病院を中心に再編し、業務の効率化が図られる。この再編の対象外となる労災病院については、廃止することとし、地域医療機関として必要なものは民営化又は民間・地方に移管することになる。</p>	<p>各労災病院所在地の自治体等地元関係者などとの調整が必要。</p>	<p>・平成15年度末までに労災病院の具体的な再編計画を策定。 ・それ以降、労災病院の再編を実施。</p>

<p>〈社会保険病院の在り方の見直し〉 平成14年12月25日に社会保険病院の在り方の見直しについて、厚生労働省の方針を決定し、公表した。</p>	<p>・平成14年度末までに、各病院において平成15年度～17年度の経営改善計画を策定</p>	<p>・厚生労働省方針に沿って社会保険病院の在り方の見直しを円滑かつ着実に推進する。</p>	<p>① ・各病院ごとに経営改善計画書を策定させる。 ②、③ ・経過措置期間（平成15年度から平成17年度まで）終了後、新しい効率的な経営方式に移行。 ③ ・経営改善計画（平成15年度から17年度までの3か年）の実施状況を評価し、平成18年度に整理合理化計画を取りまとめる。</p>
<p>従前より年金資金運用基金に「保養基地処分検討委員会」を設けるなど、各法人・施設の性格に応じ、譲渡を推進。各法人においては、施設の所在地の地方公共団体と譲渡に向けた交渉を継続中。 なお、雇用・能力開発機構の移転就職者用宿舎については、新たに「雇用促進住宅基本課題検討会」を設置し（14年11月）、事業終了に向けた具体的方策、その間の合理的な経営方策など諸課題について検討中。検討会を3月までに5回開催し、集中的に検討。</p>	<p>○年金資金運用基金の大規模年金保養基地は、14年度末までに、新たに2か所を運営停止（13か所中、合計5か所停止）。 ○雇用・能力開発機構の勤労者福祉施設は、本年2月末現在で、2,070施設中、1,021施設の譲渡等を完了し、787施設が譲渡等の合意をして手続きを進めているところ。</p>	<p>雇用・能力開発機構の移転就職者用宿舎については、現に入居者が居ることを踏まえた円滑な譲渡方策と譲渡等までの間の経営改善。</p>	<p>①～③ 「特殊法人等整理合理化計画」で定められた各法人・施設ごとの廃止期限までに着実に譲渡等を推進。 移転就職者用宿舎は、譲渡等までの間の合理的な経営を実施。 【平成17年度末まで】 ・年金資金運用基金 ・雇用・能力開発機構（勤労者福祉施設） ・労働福祉事業団 【できるだけ早期】 ・雇用・能力開発機構（移転就職者用宿舎）</p>

<p>・厚生労働関係の施設売却 －民間有識者の委員会による推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>従前より年金資金運用基金に「保養基地処分検討委員会」を設けるなど、各法人・施設の性格に応じ、譲渡を推進。各法人においては、施設の所在地の地方公共団体と譲渡に向けた交渉を継続中。 なお、雇用・能力開発機構の移転就職者用宿舎については、新たに「雇用促進住宅基本課題検討会」を設置し(14年11月)、事業終了に向けた具体的方策、その間の合理的な経営方策など諸課題について検討中。検討会を3月までに5回開催し、集中的に検討。</p>	<p>○年金資金運用基金の大規模年金保養基地は、14年度末までに、新たに2か所を運営停止(13か所中、合計5か所停止)。 ○雇用・能力開発機構の勤労者福祉施設は、本年2月末現在で、2,070施設中、1,021施設の譲渡等を完了し、787施設が譲渡等の合意をして手続きを進めているところ。</p>	<p>雇用・能力開発機構の移転就職者用宿舎については、現に入居者が居ることを踏まえた円滑な譲渡方策と譲渡等までの間の経営改善。</p>	<p>①～③ 「特殊法人等整理合理化計画」で定められた各法人・施設ごとの廃止期限までに着実に譲渡等を推進。 移転就職者用宿舎は、譲渡等までの間の合理的な経営を実施。 【平成17年度末まで】 ・年金資金運用基金 ・雇用・能力開発機構(勤労者福祉施設) ・労働福祉事業団 【できるだけ早期】 ・雇用・能力開発機構(移転就職者用宿舎)</p>
<p>八. 規制改革</p>					
<p>民間委託(アウトソーシング)やPFI等の活用 従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やPFI等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やPFI等の活用の適否を検討し結果を公表する。こうした方式を、当面試験的に導入する。 (骨太の方針2002)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p><水道> 水道法改正により、平成14年4月から、浄水場の運転管理や水質管理等、高い技術力を要する業務を他の水道事業者又は当該業務を実施できる経理的・技術的基礎を有する民間事業者等に委託することを可能としたところ。</p>	<p>浄水施設管理等について民間委託を行った実績(15年1月末現在厚生労働大臣認可水道事業者については1件)が得られている。</p>	<p>水道法改正により、技術上の管理について業務委託を制度化したところであり、今後ガイドライン等の整備により、本制度を活用しやすい環境を整備する。</p>	<p>①②第三者委託制度の運用について、水道事業者等に情報提供を行うとともに、第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集の検討を行う。 ③第三者委託制度の運用ガイドライン・事例集を整備する。</p>

<ケアハウス>

- ・平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大。平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象としたところ。
- ・平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。
- ・平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。
- ・PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費補助については、平成14年度補正予算において、これを痴呆性高齢者グループホーム等に拡大した。
- ・平成15年度予算案においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費に係る国庫補助を盛り込んでいる。

- ・現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。

- ・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。

○平成15年度においては、構造改革特区における特別養護老人ホームの整備について、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費の補助を行う予定。

<p><保育所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。 ・平成15年度予算案において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予算を計上。 	<p>公設民営保育所設置件数 406件[累計](平成14年8月末現在) ※うち、13年度及び14年度で計105件</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度においても、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
<p><医療施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度において医療施設のPFI化のための総合的ガイドラインを策定。 ・平成14年度より、PFI事業による医療施設整備についても、医療施設整備に関する補助の対象となるよう、補助方式を拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、高知県・高知市が共同して開設する高知医療センターの事業者が選定されたところである。また、近江八幡市が開設予定の近江八幡市民病院については、事業者の選定が進められているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。 	<p>平成15年度においても、PFI事業による医療施設整備に対する補助を実施。</p>

<p>「官」から「民」の観点に立ち、規制改革（構造改革特区を含む）や民営化、民間委託、PFIについて論じていただきたい。 （7月19日総理指示）</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>＜国立病院の統合再編＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立病院・療養所については、真に国として担うべき医療に特化するものとし、かかる機能を担えない施設については再編成計画（昭和61年策定、平成11年見直し）に基づき、施設の統廃合・民間等への経営移譲を推進中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度末現在、全対象施設87施設中66施設について再編成を実施済み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施施設について、引き続き、対処方策に沿って着実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度末までに、11施設について実施。 ・平成16年度にナショナルセンター及び国立ハンセン病療養所を除き、独立行政法人へ移行。再編成については、移行後も残りの未実施施設（10施設）について着実に実施。
		<p>＜社会保険と労働保険の徴収事務の一元化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年12月25日に社会保険と労働保険の徴収事務一元化の具体的内容、手順及び年次計画について、厚生労働省の方針を決定し、公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施予定時期である平成15年度以降、成果が生じるものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険と労働保険の徴収事務一元化を円滑かつ着実に進める。 	<p>②平成15年末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年10月から、 (1) インターネットによる両保険に係る届出の一括受付を開始するとともに、 (2) 全国の社会保険事務所に保険料徴収事務を一元的に処理するための社会保険・労働保険徴収事務センター（仮称）を設置する。

<p><ケアハウス等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成13年度にケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大。平成13年度第1次補正予算において、PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象としたところ。 ・ 平成14年2月には、各自治体がPFI制度を活用した公設民営方式によるケアハウスの整備を行うことを支援するため、実施マニュアルを作成・配布。 ・ 平成14年7月に自治体の担当者向け研修会を開くなど、引き続きPFI制度を活用したケアハウスの整備について周知を図っている。 ・ PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費補助については、平成14年度補正予算において、これをデイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等に拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、東京都杉並区及び中央区、千葉県市川市並びに愛知県高浜市において、PFI法の枠組みを活用してケアハウス等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われ、東京都杉並区、千葉県市川市及び愛知県高浜市においては、既に事業者が選定されたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、事業の周知徹底等を進め、PFI制度の活用を推進していく必要がある。
---	--	--	--

<p>【保育所について】 株式会社参入 ・会計処理の柔軟化等を実施（「保育所運営費の経理等について」平成14年3月29日雇発第0329030号改正） ・平成14年度において、公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催し、先進的な事例、公設民営保育所の現状等について情報提供を行ったところ。 ・なお、平成12年3月より、保育所設置主体の制限を撤廃し、NPO法人、株式会社、学校法人等の参入を認めているところ。</p>	<p>・株式（有限）会社による保育所設置件数 20件 【累計】（平成14年10月現在） ・公設民営保育所設置件数 406件【累計】（平成14年8月末現在）</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を推進する予定。</p>
--	---	--	--

	<p>公設民営化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有施設等を活用した保育所設置に係る資料集を作成し、都道府県等に保育所PFI実施マニュアルを示したところ。(平成14年3月)これを受け、千葉県市川市において、PFI法の枠組みを活用して保育所等の整備を行うため、実施方針の公表等が行われているところ。 ・平成14年度において、公設民営の保育所に対する施設整備補助を実施するなど、民間参入の促進に努めている。 ・平成14年9月に、「公設民営の保育所について」をテーマに市町村職員等を対象とする研修会を開催したところ。 	<p>公設民営保育所設置件数 406件[累計] (平成14年8月末現在)</p>	<p>引き続き、事業の周知、徹底等を進め、公設民営保育所の整備を推進していく必要がある。</p>	<p>平成15年度において、PFI方式などを活用した公設民営保育所の整備を一層推進する予定。</p>
--	---	---	--	--

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
<p>(硬直性の打破)</p> <p>○各種長期計画のあり方について、その必要性を含め総合的に検討する。漁港漁場整備長期計画については、年内に基本的な結論を得る。</p>	<p>国土交通省 農林水産省</p>	<p>・所管のすべての長期計画について、「いのち・循環・共生」という共通のテーマの下、「事業費目標」から「成果目標」に転換。</p> <p>・土地改良長期計画については、平成15年度を初年度とする新たな計画の策定のあり方について、審議会で検討を行い、平成15年2月に中間とりまとめ。従来の「整備率向上」から「既存ストックの有効活用」に転換。</p> <p>・森林整備事業計画と治山事業計画については、平成16年度に森林整備保全事業計画として統合するため、森林法改正案を第156回国会に提出。</p> <p>・海岸事業が参画した社会資本整備重点計画法案を第156回国会に提出。</p> <p>・社会資本整備重点計画との計画・施策実施段階における連携強化を進めるため、国土交通省と協議・検討。</p>		<p>・より効果的かつ効率的な社会資本整備を図るため、農林水産省と国土交通省との施策連携強化が重要。</p>	<p>①第156回国会会期末 ・森林法の改正。 ・社会資本整備重点計画法の制定。</p> <p>②平成15年末 ・新たな土地改良長期計画の策定。 ・農林水産省と国土交通省との施策連携強化策の具体化。</p> <p>③それ以降 ・森林整備保全事業計画の策定。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備長期計画については、旧来の「漁港整備長期計画」と「沿岸漁場整備開発計画」を統合し、平成14年3月26日に閣議決定により策定。計画策定の重点を「事業量」から「アウトカム目標」に変更することやソフト施策との連携等、他の計画に先行して改革を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、水産基盤整備事業を推進することにより、その総合的かつ計画的な実施に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフト施策との適切な連携、コスト縮減に向けた取組、事業評価の厳正な適用等に留意し、事業の効率化に一層努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会期末～③それ以降 ・漁港漁場整備長期計画に基づき、引き続き水産基盤整備事業を総合的かつ計画的に推進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産公共事業を抜本的に改革する(⑦)。(継続地区の再評価の強化、新規採択の抑制、農家の労力提供等による低コスト化、事業計画等の事前公表・意見聴取、事業再評価・入札契約の情報をホームページで公開、電子入札システムの構築) 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・5年ごとの再評価に加え、事業実施地区の意向を踏まえ、必要に応じて適時、再評価を実施できる旨の通知を发出。 ・農家の労力提供等による低コスト整備に係る通知文書を平成14年3月に发出。 ・低コスト整備の内容等について周知するため、14年4月から全国10箇所で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年12月末までに、住民参加型の低コスト整備工事を全国16地区で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を普及させていくためのマニュアル等の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会期末～③それ以降 ・事業実施地区の意向を踏まえ、必要に応じて適時、再評価を実施。 ②平成15年末 ・取組事例の調査を実施するとともに、課題等を分析。 ③それ以降 ・「直営施工推進マニュアル」の整備。
<ul style="list-style-type: none"> (効率性・透明性の追求) ○事業実施方式を抜本的に改革する。 ・農家の労力提供等による低コスト整備の実施。 	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の労力提供等による低コスト整備に係る通知文書を平成14年3月に发出。 ・低コスト整備の内容等について周知するため、14年4月から全国10箇所で開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年12月末までに、住民参加型の低コスト整備工事を全国16地区で実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を普及させていくためのマニュアル等の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末 ・取組事例の調査を実施するとともに、課題等を分析。 ③それ以降 ・「直営施工推進マニュアル」の整備。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ハ. 規制改革					
<p>(3) 経営力戦略 (規制改革や政府活動の効率化を通じた高コスト構造の是正)</p> <p>・関係省庁は、主要港湾における24時間フルオープン化の早期実現に向け行政を含めた関係者の取組みを平成14年度より、一層促進するとともに、港湾物流の迅速化等についても引き続き推進する。</p>	農林水産省	<p>・動植物検疫においては、これまでも、事前に、時間外、土曜日曜の検査等の要請があった場合には対応してきているところである。動植物検疫の24時間・365日化の早期実現に対しては、計画等を年度内を目途に確認したうえで、財務省が実施している税関の執務時間外における通関体制の試行に関する調査結果等を踏まえ、15年度も、可能な限り対応する。また、さらなる体制整備等が必要な場合は16年度の予算要求等を検討する予定。</p>	<p>・輸入者等からの要望を受け実施した時間外の動植物検疫業務は全国で平成14年度で約1,900件(13年は約1,600件)となっており、財務省が実施している試行にも適切に対応。365日化への対応方策を検討中。検疫体制の整備強化等に向け、平成15年度は家畜防疫官で16人(15年度未定員299人)、植物防疫官で41人(15年度未定員839人)の増員を行った。</p>	<p>現行体制で対応できないと判断された場合、増員等の措置が必要。また、動植物検疫業務の24時間化に当たっては、港湾施設等の整備等も不可欠であるため関係者の協力が必要。</p>	<p>①第156回国国会会期末 ・対応方策の検討等 ②平成15年末 ・必要に応じ予算定員等の要求を実施 ③それ以降 ・体制が整った港から随時対応。</p>
ホ. その他の制度改革					
<p>(4) 産業発掘力戦略 (技術開発が拓く21世紀の新たな需要)</p> <p>・総務省、関係府省は、情報開示の推進等を含め電子政府・電子自治体を推進し、原則すべての国民との間の手続きの電子化を平成15年度中に実施する。また、関係府省は、ITS、GISの本格的普及、医療や防災等の公共分野におけるIT化加速、電子商取引等を推進するとともに、電子入札を積極的に進める。</p>	農林水産省	<p>・「農林水産省行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」(14年8月9日決定、公表)に基づき、農林水産省が所管する行政手続きについてオンライン化。</p> <p>・14年度に農林水産省電子申請における手数料等電子納付機能の開発。</p> <p>・14年度に電子決裁実証システムの開発。</p> <p>・14年度に住民基本台帳ネットワークシステムを活用した本人確認情報利用機能の開発</p>	<p>・申請・届出手続396件のオンライン化実施。</p> <p>・財務省の歳入金電子納付システムとの連携に向けたシステムの構築。</p> <p>・電子決裁の開始。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムを活用した本人確認情報利用機能の利用開始。</p>		<p>②平成15年末 ・複数の府省が共管する法令に基づく手続等のオンライン化。</p> <p>②平成15年末 ・16年1月より財務省の歳入金電子納付システムと連携し、手数料等の電子納付を開始。</p>

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ. 歳出改革					
○民間委託（アウトソーシング）やPFI等の活用	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、漁港における海洋性レクリエーション施設についてPFI事業のガイドラインを整備するとともに、4つの補助事業（卸売市場施設整備事業、生産振興総合対策事業、経営構造対策事業、公的森林整備事業）において、PFI事業を対象にした。 ・15年度予算政府案において、新たに、2つの補助事業（農業集落排水施設の整備、家畜排せつ物処理施設の整備）について、PFI事業を補助対象とするため、要件を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを活用し、兵庫県垂水漁港において、PFI事業で整備されたブレイジャーボートの係留保管施設等が13年から供用を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI手法の活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末～③それ以降 ・必要に応じ、補助事業の拡充等により、PFI手法の一層の活用を推進。
○国と地方 ・農政の国から地方への見直し（農道、土地改良事業等）	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・重点化・効率化の観点から、土地改良事業等の実施方式を抜本的に見直し。 ・15年度予算政府案において、水田の整備に当たり経営体育成等の成果目標をより重視した施策に転換を図る経営体育成基盤整備事業を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ほ場整備事業実施地区では、農地の約4割が担い手に集積（事業完了時）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による農地利用集積や経営体の育成等成果のフォローアップ。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末 ・更なる農地利用集積や経営体の育成等を図るよう要件の段階的な引き上げを検討。

		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者等から構成される「農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会」において、広域農道の見直しを検討中。 ・学識経験者等から構成される「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」において、大規模林業圏開発林道の建設予定区間の整備のあり方を検討中。 ・ダムは厳に抑制し、施設の長寿命化の形成に向けた整備に転換。 	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度予算政府案における新規ダムの採択はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後順次更新時期を迎える既存の農業水利施設の機能の維持と次世代への継承。 ・予防保全に向けた取り組みの定着化。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・「農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会」における見直し方針に基づき、事業主体が見直しの検討を行い、平成16年度概算要求前に検討結果をとりまとめ、公表。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模林道事業の整備のあり方検討委員会」において、平成15年度末までに建設予定区間の整備のあり方の検討結果を取りまとめ、公表。 ①第156回国国会会期末ストックマネジメントの導入による施設の保全・更新を行うための仕組みを整備。 ①第156回国国会会期末～③それ以降 ダムは厳に抑制し施設の長寿命化の形成に向けた整備の実施。
<ul style="list-style-type: none"> ○公共事業関係計画の見直し・特定財源の見直し ・農林水産関係の長期計画も連携 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 農林水産省 	<ul style="list-style-type: none"> ・所管のすべての長期計画について、「いのち・循環・共生」という共通のテーマの下、「事業費目標」から「成果目標」に転換。 ・土地改良長期計画については、平成15年度を初年度とする新たな計画の策定のあり方について、審議会で検討を行い、平成15年2月に中間とりまとめ。従来の「整備率向上」から「既存ストックの有効活用」に転換。 		<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的かつ効率的な社会資本整備を図るため、農林水産省と国土交通省との施策連携強化が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国国会会期末 <ul style="list-style-type: none"> ・森林法の改正。 ・社会資本整備重点計画法の制定。 ②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地改良長期計画の策定。 ・農林水産省と国土交通省との施策連携強化策の具体化。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備保全事業計画の策定。

		<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業計画と治山事業計画については、平成16年度に森林整備保全事業計画として統合するため、森林法改正案を第156回国会に提出。 ・海岸事業が参画した社会資本整備重点計画法案を第156回国会に提出。 ・社会資本整備重点計画との計画・施策実施段階における連携強化を進めるため、国土交通省と協議・検討。 			
○公共事業の入札手続きの改善・コストの縮減 ・数値目標の設定等も含めた改革	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議を通じて、直轄工事に係るコスト縮減の数値目標等コスト構造改革のプログラム作成に着手。 			<ul style="list-style-type: none"> ①第156回国会会期末 ・コスト構造改革プログラムを制定し、関係機関に周知。 ②平成15年末 ・同プログラムに基づくコスト構造改革を推進。 ③それ以降 ・コスト構造改革の推進と、取組み成果をフォローアップ・公表。
○総人件費の抑制 ・食品安全委員会の新設に当たってスクラップ&ビルドで対応	内閣府 農林水産省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・「食品安全行政に関する関係関係会議」の取りまとめに沿って関係省庁間で調整を行い、農林水産省及び厚生労働省の適切な分担の下、スクラップの提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全委員会事務局職員54名中、40名を農林水産省から定員振替。 		

ホ. その他の制度改革					
○国と地方 ・農政の国から地方への見直し（農道、土地改良事業等）	農林水産省	・15年度予算政府案において、地域の自主性に基づいた地域づくりを実現させるため、市町村の裁量により事業間の予算配分ができる総合補助事業を創設。		・地方における推進体制の整備。	①第156回国会会期末～③それ以降 ・「むらづくり総合整備事業」の推進。

D. 簡素で効率的な政府	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
<p>科学技術・ベンチャー ○産官学連携の推進に関する制度改革・規制緩和を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。</p>	<p>総合科学技術会議・関係府省</p>	<p>・措置済み（「改革工程表の進捗状況」に記載）</p>			
ハ. 規制改革					
<p>○行政手続のオンライン化に伴う関係法律の整備のため、法案を提出する。</p>	<p>総務省 関係府省</p>	<p>・情報通信技術利用法による規定と調整を要する5法律について整備法にて束ねて改正し、平成15年2月3日に施行した。</p>	<p>・情報通信技術利用法による規定と調整を要する5法律についても、情報通信技術利用法が適用されるようになった。</p>	<p>・措置済みのため、記載不可。</p>	<p>・措置済みのため、記載不可。</p>
	<p>経済産業省</p>	<p>・平成15年2月3日に情報通信技術利用法の施行に伴う主務省令を制定した。</p>	<p>・経済産業省単独所管の256手続及び地方公共団体が行う手続1264手続についてオンラインによる申請が可能となった。</p>	<p>・措置済みのため、記載不可。</p>	<p>・措置済みのため、記載不可。</p>

○申請・届出等行政手続のオンライン化の一部前倒しを図る。	経済産業省	・平成13年11月30日より汎用電子申請システムの運用を始め、年度内に経済産業省単独所管で省令改正のみの対応でオンライン化が可能な手続について、40省令260手続の省令改正を行い、オンライン化を図った。	・従来の書面による申請に加え、インターネットを経由して申請を行うことが可能となった。	・措置済みのため、記載不可。	・措置済みのため、記載不可。
		・平成15年2月3日に情報通信技術利用法及び経済産業省関係手続のオンライン化に関する省令を施行し、前倒し手続及び地方公共団体が行う手続についてオンライン化を図った。	・電子証明書の添付による登記簿謄抄本や住民票の写しの添付の省略等が可能となった。	・措置済みのため、記載不可。	・措置済みのため、記載不可。
○申請・届出等行政手続のオンライン化の一層の前倒しを図る。	経済産業省	・平成13年11月30日より汎用電子申請システムの運用を始め、年度内に経済産業省単独所管で省令改正のみの対応でオンライン化が可能な手続について、40省令260手続の省令改正を行い、オンライン化を図った。	・従来の書面による申請に加え、インターネットを経由して申請を行うことが可能となった。	・措置済みのため、記載不可。	・措置済みのため、記載不可。
		・平成15年2月3日に情報通信技術利用法及び経済産業省関係手続のオンライン化に関する省令を施行し、前倒し手続及び地方公共団体が行う手続についてオンライン化を図った。	・電子証明書の添付による登記簿謄抄本や住民票の写しの添付の省略等が可能となった。	・措置済みのため、記載不可。	・措置済みのため、記載不可。

<p>○情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。</p>	<p>総務省 経済産業省 財務省 関係府省</p>	<p>・「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（14年3月29日、14年4月22日改定情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、総合評価落札方式における加算方式の導入、低入札価格調査制度の活用、入札結果等に係る情報の公表などの措置を、各府省において講ずることとした。また、外部人材の積極的活用など、調達側の体制強化やソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入については、15年3月に情報システムに係る政府調達府省連絡会議を開催し、措置内容について決定。</p>	<p>・措置後、各省において加算方式の導入、低入札価格調査制度の活用、情報の公表が着実に進んでいるところ。</p>	<p>・知的財産権の取扱、損害賠償の上限設定など適切な契約の在り方については、実現に向け、詳細に検討を引き続き行う必要がある。</p>	<p>②適切な契約の在り方等については、引き続き情報システムに係る政府調達府省連絡会議において検討を進める。</p>
<p>ホ. その他の制度改革</p>					
<p>○行政機関が発行する連携ICカードについて、運用方針・技術仕様を作成するとともに、公的サービスの広域連携を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・ICカードシステムの広域利用の促進を図るため、広域的かつ先進的なアプリケーションの開発及び検証を実施した。</p>	<p>・広域的かつ先進的な12のアプリケーションシステムを開発、4地域での実証実験を実施し、地域連携ICカードシステムのモデルを構築した。</p>	<p>・公的サービスの広域連携に関しては、実証事業の成果を普及し、他地域への展開を促進することが必要。</p>	<p>②公的サービスの広域連携に関しては、実証実験によって蓄積されたノウハウを普及するための広報活動・情報発信を積極的に推進する。</p>

<p>○サッカーワールドカップ大会に対応した情報化の推進や公共分野における先進的な技術開発、実証実験等を実施する。</p>	<p>総務省 経済産業省 国土交通省</p>	<p>・e!プロジェクトとして、電子自治体の構築の推進等に資する開発実証事業を実施した。</p>	<p>・テーマに沿った、3件の開発・実証等事業を実施し、一般ユーザの参加・協力を得て、開発したシステムのデモンストレーション及び評価を行った。また、事業終了後は、事業協力自治体、開発事業者において開発成果を実際の事業に本格的に活用するべく検討・準備中。</p>	<p>・引き続き広報・普及に取り組む。</p>	<p>①～③事業成果の更なる広報・普及</p>
<p>○電子政府の情報セキュリティ確保のため、セキュリティポリシーに関するガイドラインを改訂するとともに、暗号技術評価等を実施する。</p>	<p>内閣官房 総務省 経済産業省</p>	<p>・総務省と経済産業省において、共同で「暗号技術検討会」を開催し、暗号技術の評価等を実施（別添参照）。</p>	<p>・電子政府推奨暗号リストを策定。</p>	<p>・電子政府推奨暗号リストに掲載された暗号の安全性の維持。 ・暗号モジュールの安全性評価基準の策定。</p>	<p>①②③ 安全性維持を目的とした暗号技術評価の実施</p>
<p>○世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するため、最先端技術の開発、実証実験等を実施する。</p>	<p>総務省 経済産業省 国土交通省 文部科学省 厚生労働省 警察庁</p>	<p>・e!プロジェクトとして、情報家電の普及・促進や公共分野における情報化等をテーマとした開発実証事業を実施した。</p>	<p>・テーマに基づいた複数のシステムを開発・構築し、実証実験に参加した一般モニターに対して周知をすることができた。</p>	<p>・引き続き広報・普及に取り組む。</p>	<p>①～③事業成果の更なる広報・普及</p>

<p>○地域で社会事業を担うNPOの支援強化</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・まちづくりや生涯学習の分野で、女性やシニアが中心となって行う市民活動及びこれらの活動を支援する活動のうち、ITを活用し地域雇用創出等に寄与するモデルケースを選定し、活動の立ち上げ、企業化を支援し、その成功事例を他地域にも普及し、雇用創出、高齢者社会への対応などを図る『市民活動活性化モデル事業（市民ベンチャー事業）』をスタートさせた。13団体を採択し、モデル事業並びにその成果発表会を実施した。</p>	<p>・平成15年3月に、採択した13団体の成果発表会を行った。</p>	<p>・平成14年度採択できなかった分野のモデルを採択し、幅広い分野のモデルを啓発する。</p>	<p>③それ以降平成15年度においても事業を継続して実施。</p>
----------------------------	--------------	---	--------------------------------------	--	-----------------------------------